

こども誰でも通園制度の開始にかかる条例等の制定方針について

1. 条例制定の目的

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、保育所等を利用していない0歳6か月～3歳未満のこどもが、保護者の就労状況にかかわらず、柔軟に利用できる新たな制度(通称「こども誰でも通園制度」)が創設されました。

この制度は、児童福祉法上では「乳児等通園支援事業」とされ、事業を実施するためには、国が定める設備や運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例でその内容を定める必要があります。

加須市ではこの制度の導入にあたり、国の示す基準と同じ内容で条例を制定することとします。

2. 制度の概要

制度の目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された制度
対象となるこども	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用のしかた	市に申請して認定を受け、月あたり一定時間(例:10時間)まで、1時間単位で柔軟に利用
利用要件	なし(保護者の就労の有無を問わず利用可能)
対象施設	保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点、認可外保育施設など ※適切に事業を実施できる施設であれば施設類型は問わない

3. 今後の予定

条例制定後、事業実施に向けた準備を進めます。